

かしょう なかのくしゅわげんごじょうれいあん も こ おも じこう  
(仮称) 中野区手話言語条例案に盛り込むべき主な事項

1 ぜんぶん  
前文

しゅわ どくじ げんごたいけい ゆう て ゆび からだ うご かお ひょうじょう  
手話は、独自の言語体系を有し、手や指などの体の動きや顔の表情などを  
つか げんご しゅわ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ いとな げんご しょう  
使う言語であり、手話を日常生活及び社会生活を営むうえで言語として使用す  
る ちょうかくしょうがいしゃ しえんしゃ たいせつ う つ ぶんかてきしよさん  
る聴覚障害者や、その支援者らによって大切に受け継がれてきた文化的所産で  
す。しょうがいしゃ けんり かん じょうやく しょうがいしゃきほんほう しゅわ げんご  
す。障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として  
いち  
位置づけられています。しかし、かこ しゅわ しょう せいやく う れきし  
過去には手話の使用が制約を受けてきた歴史が  
あり、また、げんざい しゅわ げんご りかい じゅうぶん い  
現在においても手話が言語であるとの理解が十分であるとは言え  
ません。  
このため、しゅわ げんご りかい そくしん しゅわ しょう ひと  
手話が言語であるとの理解が促進され、手話を使用する人たちにと  
って しゃかいてきしょうへき な しゃかい じつげん ひつよう  
社会的障壁の無い社会を実現していく必要があります。  
ここに、しゅわ げんご りかい そくしん じょうれい せいいてい  
手話が言語であることの理解を促進するため、この条例を制定しま  
す。

せつめい  
(説明)

- しゅわ どくじ ごい ぶんぼうたいけい も げんご れきしてき しゅわ  
手話は、独自の語彙や文法体系を持った言語です。しかし、歴史的に手話が  
げんご いち  
言語として位置づけられていなかった時代、手話を母語とする聴覚障害者は、  
にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ おく うえ おお ふべん ふあん い  
日常生活や社会生活を送る上で、多くの不便や不安とともに生きてきました。
- へいせい ねん こくれんそうかい さいたく しょうがいしゃ けんり かん じょうやく へいせい  
また、平成18年に国連総会で採択された障害者の権利に関する条約(平成  
ねん にほんこく ほうこう へいせい ねん かいせい しょうがいしゃきほんほう  
26年に日本国において発効)や、平成25年に改正された障害者基本法にお  
いて、しゅわ げんご いち げんざい しゅわ  
手話が言語として位置づけられていますが、現在においても、手話への

理解が十分に進んでいるとは言えない状況です。

- 全ての人が相互に理解し合い、互いを尊重し受け入れることのできる社会の実現には、手話についての理解促進が欠かせません。このため「(仮称)中野区手話言語条例」を制定します。

## 2 目的

この条例は、手話についての理解を促進することに関する基本理念を定めるとともに、区の責務並びに区民及び事業者の役割を明らかにし、もって手話が言語であることの理解を促進することを目的とする。

(説明)

- 手話に関する理解の促進及び手話の普及を図るためには、区、区民、事業者の3者が、共通の認識を持つことが必要です。区はその責務を、区民・事業者はその役割を自覚することで、効果的な理解促進が図られると考えます。

## 3 基本理念

手話が言語であるとの理解が促進され、手話を使用する人が手話による意思疎通を円滑に行うことができ、障害の有無によって分け隔てられることなく、かけがえのない個人として尊重されることを基本理念とする。

(説明)

- 日常生活や社会生活を送る上で手話を使用している聴覚障害者の意思

疎通の権利を守るためには、第一に、手話が言語であることの認識が求められます。

- また、この認識の下に、地域社会において、手話を必要とする聴覚障害者が、個人として尊重されることが重要であると考えます。

#### 4 区の責務

区は、基本理念に基づき、手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者及びその支援者その他の関係者と協力して、手話が言語であることに対する区民の理解を促進するための施策を行うものとする。

(説明)

- 基本理念に基づき、区は、手話が言語であることについての区民の理解を促進する義務を負っていると考えます。
- また、そのためには、区は手話を必要とする聴覚障害者や、手話通訳者等の支援者等と協力しなければなりません。

#### 5 区民の役割

区民は、基本理念に対する理解を深め、区の施策に協力するよう努めるものとする。

(説明)

- 区が施策を進めるだけでなく、基本理念に基づき、区民一人ひとりが理解を深めてゆく必要があります。

- また、<sup>じょうれい もくてき たっせい</sup>条例の目的を達成するためには、<sup>くみん</sup>区民による<sup>く</sup>区の<sup>しさく</sup>施策への<sup>きょうりよく</sup>協力が<sup>じゅうよう</sup>重要であると<sup>かんが</sup>考えます。

## 6 <sup>じぎょうしゃ やくわり</sup>事業者の役割

<sup>じぎょうしゃ</sup>事業者は、<sup>きほんりねん</sup>基本理念に対する<sup>たい</sup>理解を<sup>りかい</sup>深め、<sup>ふか</sup>区の<sup>しさく</sup>施策に<sup>きょうりよく</sup>協力するよう<sup>つと</sup>努めるものとする。

<sup>せつめい</sup>  
(説明)

- <sup>じぎょうしゃ</sup>事業者は、<sup>しせつ</sup>施設、<sup>しょうひんおよ</sup>商品及びサービスの<sup>ていきょうとう</sup>提供等を通じて、<sup>しゅわ</sup>手話を使用して<sup>にちじょうせいかつ</sup>日常生活や<sup>しゃかいせいかつ</sup>社会生活を<sup>いとな</sup>営む<sup>ひとびと</sup>人々と、<sup>さまざま</sup>様々な<sup>ばめん</sup>場面<sup>かか</sup>でも<sup>も</sup>関わりを持ちます。
- <sup>じょうれい</sup>条例の<sup>もくてき</sup>目的の<sup>たっせい</sup>達成のためには、<sup>じぎょうしゃ</sup>事業者の<sup>かか</sup>関わりも<sup>ひつよう</sup>必要です。
- <sup>じぎょうしゃ</sup>事業者もまた、<sup>きほんりねん</sup>基本理念について<sup>りかい</sup>理解を<sup>ふか</sup>深め、<sup>く</sup>区の<sup>しさく</sup>施策に<sup>きょうりよく</sup>協力が<sup>じゅうよう</sup>重要であると<sup>かんが</sup>考えます。